

国民健康保険を支えているのは皆さんの保険税です

■納税通知書を送ります

7月初旬に送付します
国民健康保険(国保)に加入している世帯の世帯主へ、令和元年度国民健康保険納税通知書を7月初旬に送付します。

■令和元年度の国民健康保険税

元年度の税率等は表1のとおりです。
国保事業の安定的な運営を図るため、納税通知書の納期限を確認のうえ、国民健康保険税(保険税)の期限内の納付にご理解とご協力をお願いいたします。

■均等割額の軽減
平成30年中の所得が一定額以下の世帯を対象に、保険税の一部(被保険者均等割額)を減額する制度です。(表2参照)

世帯主(国保加入者でない世帯主も含む)および国保の加入者全員が住民税の所得申告を済ませている世帯に限られます。
すので、所得がない方(被扶養者として申告されている方を除く)も必ず申告してください。

なお、軽減を受けるために申請などの手続きは必要ありません。軽減割合は所得に応じて、7割・5割・2割となります。

表1 令和元年度の税率等

Table with 4 columns: 区分, 医療分, 支援金分, 介護分. Rows include 所得割率, 被保険者均等割額, 課税限度額.

表2 令和元年度軽減対象世帯

Table with 3 columns: 7割軽減, 5割軽減, 2割軽減. Rows describe household types and income thresholds.

※特定同一世帯所属者数... 国保に加入していた方が75歳になり、後期高齢者医療制度に移行した世帯の場合は移行した後の高齢者医療制度加入者数をいいます。

■非自発的失業者の保険税の軽減制度

対象 次の要件をすべて満たし失業等給付を受ける方
① 離職日が平成21年3月31日以降である方
② 離職日に65歳未満の方
③ 「雇用保険受給資格証」に記載される離職理由が次のいずれかの方

▽特定受給資格者(倒産・解雇などの事業主の都合により離職した方)
「離職理由コード」11、12、21、22、31、32

▽特定理由離職者(雇用期間満了などにより離職した方)
「離職理由コード」23、33、34

※雇用保険の失業等給付を受ける期間とは異なり、※国保加入中は軽減期間中に就職しても引き続き対象となります。

象となりますが、他の健康保険に加入する等、国保を脱退すると終了します。

※資格喪失後、再び国保に加入した方は、軽減期間内であれば再度対象となりますので手続きをしてください。

手続き方法 雇用保険受給資格者証、保険証、世帯主の認め印、個人番号が分かるものをお持ちのうえ、保険年金課(市役所1階)へお越しください。

■保険税の納付は便利な口座振替で
口座振替は、自動的に納税ができ、納め忘れがなく便利です。希望する方は、口座名義人の預貯金通帳通帳の届け出印、納税通知書をお持ちのうえ、市内の取り扱い金融機関または収納課(市役所1階)で手続きをしてください。

■保険税を滞納すると
納期限を過ぎても納付がない場合は督促を行います。また、納期限から一定の期間が経過すると、延滞金が増加されます。そのため納付がない場合、通常の保険税の代わりに、有効期限の短い「短期被保険者証」や医療費が全額自己負担になる「被保険者資格証明書」が交付されることがあります。また、財産の差し押さえなど、滞納処分を受けることがあります。

令和元年度分の国民年金保険料の免除・納付猶予申請の手続きは7月から

平成30年度分の国民年金保険料の免除・納付猶予を承認されている方の承認期間は令和元年6月までです。

令和元年度分も保険料の免除・納付猶予を希望する方、新たに希望する方は申請してください。

◆継続申請を希望した方
令和元年6月まで(平成30年度分)全額免除・納付猶予を承認されている方は、申請時に翌年度以降の「継続申請」を希望した方は、申請をしなくても自動的に審査し、結果が日本年金機構から7月末以降、順次送付される予定です。

※希望した方でも失業等の理由で承認された方や4分の3免除、半額免除および4分の1免除が承認されている方は申請が必要です。

■納付が困難な方はご相談ください
保険税の納付が困難になった場合は必ず収納課へご相談ください。また、災害やその他特別な事情により納付が著しく困難な場合は、減免対象となる場合があります。詳細は、保険年金課へお問い合わせください。

◆失業を理由とする方(退職(失業)した月(末日退職の場合は翌月)から退職した年の翌々年の6月までの期間に限り、退職者本人の所得を除外して審査する特例免除制度がありますので、雇用保険受給資格者証・離職票等の失業していることを確認できる公的機関の証明をお持ちください。

◆申請手続きに必要なもの
年金手帳または基礎年金番号が分かる納付書等、世帯主の認め印(本人が署名する場合は不要)、本人確認書類(自動車運転免許証等)、雇用保険受給資格者証・離職票等の失業していることを確認できる公的機関の証明の写し(失業を理由とした特例免除制度の場合)

◆手続き場所・問い合わせ
市保険年金課国民年金係(市役所1階)、青梅年金事務所303410

◆年金額の計算
定められた率で減額された金額が計算されます。

◆納付猶予制度
学生を除く50歳未満の方で、本人、配偶者それぞれの審査対象となる所得(表1参照)が一定額以下(表2参照)であれば申請することができ、承認されると納付猶予を受けることができます。

◆免除制度
本人、配偶者および世帯主それぞれの審査対象となる所得(表1参照)が一定額以下(表2参照)であれば申請することができ、承認されると納付猶予を受けることができます。

表1 免除・納付猶予を受けたい期間

Table with 2 columns: 年度, 免除・納付猶予を受けたい期間. Rows include 令和元, 元年7月~2年6月.

※申請時点から2年1か月前までの期間(すでに保険料が納付済みの月を除く)について申請できます。

表2 所得の目安

Table with 4 columns: 免除等の種類, 単身, 2人世帯, 4人世帯, 一部納付額(月額). Rows include 全額免除・納付猶予, 4分の3免除, 半額免除, 4分の1免除.

※2人世帯は、夫婦のみで、夫婦のいずれかに所得がある場合
※4人世帯は、夫婦と子2人の場合で、夫婦のいずれかに所得があり、子は16歳未満の場合

後期高齢者医療保険の保険料額通知・保険証の負担割合

令和元年度後期高齢者医療保険料額決定通知書を7月中旬に送付します
支払い金額と納付方法や納期限などが記載されています。お手元に届きましたら、内容をご確認ください。

一部負担金(自己負担)の割合が変わる方には8月1日までに新しい後期高齢者医療被保険者証を送付します

後期高齢者医療保険の自己負担の割合は、毎年8月1日を基準日として前年中の所得および収入により判定しています。

自己負担の割合(表1参照)が変更になる方には、新しい保険証を簡易書留・転送不要郵便で7月中旬に発送します。お手元に届きましたら、記載内容をご確認ください。

現在お持ちの保険証は、8月以降、保険年金課に返信用封筒で返送してください。

手続きの際は、本人確認書類(運転免許証等、パスポート、個人番号カード等)とマイナンバー(個人番号)が確認できる書類(通知カードや個人番号カード等)の提示が必要です。

※収入額が表2の基準額を超える方は該当しません。

負担割合が1割の方へ
限度額適用・標準負担額減額認定証(減額認定証)の更新は8月1日です。現在お持ちの減額認定証は、平成31年7月31日または令和元年7月31日です。

医療機関に提示すると、保険適用の医療費の自己負担限度額が適用されます。令和元年度住民税課税所得が690万円未満である被保険者およびその被保険者と同じ世帯にいる被保険者には、新しい限度額認定証を7月下旬に送付しますので改めて申請する必要はありません。

医療機関に提示すると、保険適用の医療費の自己負担限度額が適用されます。令和元年度住民税課税所得が690万円未満である被保険者およびその被保険者と同じ世帯にいる被保険者で、まだお持ちでない方は、保険年金課へお問い合わせください。

■問い合わせ
後期高齢者医療係
お問い合わせ先
保険年金課

表1 自己負担割合

Table with 3 columns: 所得区分, 令和元年度住民税課税所得(平成30年中の所得から算出), 自己負担割合. Rows include 一般, 現役並み所得.

表2 収入判定基準

Table with 2 columns: 後期高齢者医療被保険者数, 収入判定基準(平成30年中の収入で判定). Rows include 世帯に1人, 世帯に複数.